

夏季死亡災害ゼロ101日運動

に取り組みましょう

〈令和4年6月1日～令和4年9月9日〉

「夏季死亡災害ゼロ101日運動」は、労働者の命を守る重要な活動と位置づけ、平成9年から継続して取り組んでおり、平成26年から8年連続で「死亡災害ゼロ」を達成しております。

今年度も「死亡災害ゼロ」を達成するため、各事業場においては、安全衛生管理体制を強固なものとし、労働者一人ひとりの安全衛生意識の高揚を図り、労使双方の協力のもと各重点対象への取り組みをお願いします。また実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策にもご留意願います。

重点事項1

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しよう！

〈職場における感染症防止対策の徹底をお願いします〉

(1)以下に示す「取組の5つのポイント」を確認し、未実施の事項がある場合には職場での対応を検討し、実施してください。

- ①体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気作り
 - ②職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク着用の徹底など、密にならない工夫
 - ③休憩所、更衣室などの「場の切り替わり」や飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」
 - ④テレワーク・時差出勤等の推進
 - ⑤手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策の実施
- (2)「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用し、職場の実態に即した実行可能な感染症拡大防止対策を検討してください。



新型コロナ感染拡大防止対策実践例

職場における感染防

止対策実践例

重点事項2

熱中症をなくそう！

〈STOP! 热中症 クールワークキャンペーンを展開中です〉 ※5月1日から9月30日

(1) WBGT値の把握は、JIS規格(JIS Z 8504又はJIS B 7922)に適合したWBGT値指指数計で測定してください。

- (2) 作業計画に、新規入職者や休み明けの労働者等に対する熱純化プログラム、WBGT値に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT基準値を大幅に超えた場合の作業中止に関する事項が含まれているか確認してください。
- (3) WBGT値を超えるおそれのある場所で作業を行うことが想定されるときは、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備、ミストシャワー等の設備を設置し、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい場所の確保を検討してください。
- (4) 透湿性及び通気性の良い作業着等を着用する他、身体を冷却する機能をもつ服の着用を検討してください。
- (5) 異変を感じたら、ためらわずに病院へ搬送、若しくは救急車を呼びましょう。



リーフレット

キャンペーン実施要綱

重点事項3

墜落災害をなくそう！

〈最も多く死亡労働災害が発生している災害です〉

(1) 墜落するおそれがあるときは、臨時・短時間の作業でもヘルメット(墜落時保護用)を着用してください。

- (2) 足場は、毎日、使用前に手すり等の脱落の有無について点検を行ってください。元請は、日々の点検結果を確認するとともに、悪天候若しくは地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更後に自ら足場を点検したうえで使用させてください。
- (3) 足場の設置が困難な場所においては、親綱、安全ブロック等に墜落制止用器具を掛け、ヘルメットを着用して作業を行ってください。
- (4) 墜落制止用器具は構造規格を具備したものを使用してください。
- (5) はしご、脚立を安全に使用するための基準及び使用方法を定め、関係労働者に周知してください。
- (6) 運送業では、荷主と協力し、荷役作業場所に墜落制止用器具の取付設備や作業台を設置する等の対策を講じてください。



はしご・
脚立
リーフ
レット

荷台からの
転落防止
リーフレット



墜落制止
用器具
リーフ
レット

定期設置困難な場
所上作業での墜落
防止
リーフレット

重点事項4

重機、機械災害を防止しよう！

〈死亡労働災害や長期休業を伴う重篤な労働災害が発生しています〉

(1) 重機と接触するおそれのある箇所及び物体が飛来するおそれのある範囲に労働者を立ち入らせないための対策を講じてください。

- (2) 重機が作業を行う範囲、移動する範囲を作業計画に明記し、労働者に周知してください。
- (3) 加工機械等に挟まれ又は巻き込まれるおそれのある箇所には、カバー及び非常停止装置を設置してください。
- (4) 加工機械等のトラブル処理や掃除は、機械を停止してから行ってください。
- (5) 定めた作業手順を関係労働者に再教育してください。
- (6) 車両から離れる際は、車止め等の逸走防止措置を講じてください。また、車両等には車止め等を備え付けてください。



調整作業
リーフレット

機械の包括的な安全
基準に関する指針

重点事項5

労働安全衛生教育を実施しよう！

〈定期的に行なうことが重要です〉

(1) 「雇入れ時教育」、「作業内容変更時教育」、「職長教育」等の実施状況を確認の上、必要な教育を行ってください。

- (2) 安全管理者、衛生管理者、職長、作業主任者等に対して、定期的に能力向上教育を行ってください。
- (3) 就業制限業務従事者(免許取得者・技能講習修了者)や特別教育修了者で危険有害業務に従事する労働者に対して、法改正の内容等について、定期的に安全衛生教育を行ってください。



未熟練労働者教
育マニュアル

安全衛生教育等実施状況
チェックリスト(中災防)



STOP!転倒災害プロジェクト

STOP! 転倒 検索



厚生労働省HP

「転倒予防・腰痛予防の取組」

主唱者 一関労働基準監督署

一関労働災害防止団体等連絡協議会

公益財団法人岩手労働基準協会一関支部

建設業労働災害防止協会岩手県支部一関分会

建設業労働災害防止協会岩手県支部千厩分会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会岩手県支部一関分会

林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部一関分会

実施者 各事業場

この資料は、事業場内の見やすい場所に掲示するか、コピーを労働者に配布しましょう。